

民生福祉常任委員会会議記録

- 1 日 時 令和4年6月15日（水）午前10時から午前11時57分まで
- 2 場 所 第2委員会室
- 3 出席委員 永井委員長、桑原副委員長、藤井、高柳、大東、野村各委員
- 4 欠席委員 なし
- 5 説明者 角田市民部長、小林環境課長
矢代健康福祉部長、安原社会福祉課長、武井健康課長
- 6 事務局 原事務局長、大島議事係長
- 7 傍聴者 上毛新聞社沼田支局記者
- 8 傍聴議員 小野塚議員
- 9 議 事 (1) 市民部各課の所管事項報告・調査事項説明
(2) 市民部所管事項に関する調査事項検討及び意見交換
(3) 健康福祉部各課の所管事項報告・調査事項説明
(4) 健康福祉部所管事項に関する調査事項検討及び意見交換
(5) 調査事項
(6) 今後の日程について
(7) その他

10 会議の概要

(1) 市民部各課の所管事項報告・調査事項説明

○委員長 それでは、議事に入る。

○市民部長 前回の委員会の発言を訂正したいがよろしいか。

○委員長 発言を許可する。

○市民部長 先月の常任委員会における債権管理課の調査事項の質問に対する回答を訂正させていただきたい。先月の常任委員会終了後、事務局を通じて既に訂正文をお配りしたが、副委員長からの令和2年度市税収納未済額の内訳として、現年度分と前年度までの累積、滞納繰越分の収入未済額の比率はどうかという質問に対して、債権管理課長から滞納繰越分の方がかなり少ないと回答したが、再度、確認したところ、国保税を除く市税については、滞納繰越分が若干少ないものの、国保税は滞納繰越額の方がかなり多いため、国保税を含めた市税の合計としては滞納繰越分の比率が多くなっている。回答では、国保税を含めない市税として回答してしまった。詳しくは、先月配布した資料に記載したので、確認願いたい。お詫びして訂正する。

○委員長 訂正として市民部長から説明があったがよろしいか。（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは、次第（1）市民部各課の所管事項報告・調査事項説明に入る。

まず、環境課の所管に係る事項について説明・報告願う。

（小林環境課長 説明）

ア 環境課

・調査事項説明

- 1 カーボンニュートラル施策の具体的な内容及び計画並びに各所管との協議及び連携の状況

2 三峰山盛土問題の経過

3 佐山町の民間最終処分場建設の経過

○環境課長 まず、資料4について差し替えをお願いしたい。

それでは説明に入る。

調査事項1「カーボンニュートラル施策の具体的な内容及び計画並びに各所管との協議及び連携の状況」について説明する。

資料1のとおり、令和4年2月22日、前市長が沼田市議会第1回定例会の施政方針において、「グリーン社会の実現に向けて、温室効果ガスの排出実質ゼロを目指すゼロカーボンシティの実現のため、地球温暖化対策に積極的に取り組む。」と述べ、同日、「沼田市ゼロカーボンシティ宣言」を行ったところである。

調査事項の報告の前に、宣言に至った経緯や趣旨について説明する。本市の地球温暖化対策は、これまで「沼田市地球温暖化対策実行計画 ～通称エコの実プラン～」、「沼田市再生可能エネルギー導入方針」等に基づき、太陽光発電設備導入等のハード面、啓発イベントの開催等によるソフト面の両面から施策を展開し、一定の成果を上げている。2015年に開催されたCOP21以降、気候変動を巡る国際情勢は大きく変化しており、日本でも2050年までの脱炭素社会の実現を明記した「地球温暖化対策の推進に関する法律」が昨年6月に改正され、県では国に先行して「ぐんま5つのゼロ宣言」を行い、温室効果ガス排出量を実質ゼロにすると宣言している。このような情勢を鑑み、本市では、2050年までの脱炭素社会の実現という高い目標を掲げ、現行の地球温暖化対策実行計画を改定し、市民や事業者と一緒に地球温暖化対策を推進するため、「沼田市ゼロカーボンシティ宣言」に至ったものである。

調査事項1「カーボンニュートラル施策の具体的な内容及び計画並びに各所管との協議及び連携の状況」について説明する。資料2は、今年度末までに策定を予定している「沼田市地球温暖化対策実行計画」、いわゆる「エコの実プラン」の策定や推進体制をまとめたものであり、市民、事業者、市、沼田市環境審議会との関係を示したものである。市の枠の中には、市長の下に庁内推進会議、その下部組織として推進委員会がそれぞれ新設され、環境課が事務局となっている。実行計画の策定及び推進にあたっては、環境審議会へ適時、適切に報告し、意見聴取することとされている。

庁内推進会議は、副市長が議長、各部長が構成員となり、実行計画の策定及び推進、施策の総合調整、各所管との連携協議の場となる。

推進委員会は、庁内推進会議の下部組織として市民部長を委員長、委員は施策内容に応じた関係職員で構成し、施策の実務的な検討を行うこととしている。

現在、実行計画の策定の参考とするために、市民、事業者等へ地球温暖化対策に関するアンケート調査を実施しており、具体的なカーボンニュートラル施策については、今後、庁内組織で検討することとなっている。

次に、調査事項2「三峰山盛土問題の経過」について説明する。

第2回定例会の一般質問で市長が答弁したとおり、県における調査は依然として継続中であることから、これまでの経過について説明する。

別紙資料3のとおり、県の産業廃棄物の調査は、昨年7月に県と市が合同で、現地の立入検査を行い、土砂の確認を行った。その後、11月に県が土砂排出元への現地調査を行っ

っている。これらの調査の中で、搬入された土砂が汚染されている可能性があるため、県において事業者には土壌検査を依頼し、本年4月に県と市が立ち会いの下、事業者による土壌検査のための土砂採取が行われたところである。分析結果は、事業者には結果通知が届き次第、県に提出されることになっている。現在も土砂が放置されている状態であることから、早期の対応を図ることができるように、引き続き、県と連携を密にして対応していきたい。

次に、調査事項3「佐山町の民間最終処分場建設の経過」について説明する。

別紙資料4のとおり、現在、佐山町で進められている民間事業者による一般廃棄物最終処分場の新設事業は、設置の許可権限者である群馬県において、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく設置許可を行うための事前協議を行っているところである。事前協議は、「群馬県廃棄物処理施設等の事前協議等に関する規程」に基づき、令和2年7月9日に事前協議書が提出され、同年10月23日に公告・縦覧され、12月13日に協議者による周辺地域住民等への説明会が行われた。その後、周辺地域住民等から意見書が提出され、事前協議規程第17条第1項に基づき、令和3年3月24日付けで周辺住民の意見書が県から協議者に対して提示されている。この意見書に対する見解書が令和3年6月16日付けで県に提出され、同年7月27日付けで公告及び縦覧された。これにより、見解書に対する地域住民等からの意見書の提出が求められている。なお、地域住民等からの見解書に対する意見書については提出されなかったと聞いている。また、沼田市では、生活環境の保全上の見地から意見を求められたことから、令和3年8月10日付けで見解書に対する意見書を提出した。また、規程第18条に基づき、廃棄物処理専門委員会の意見書が協議者に対して提示され、その意見に対する見解書が令和3年10月28日付けで県から提出され、同年11月29日付けで公告及び縦覧された。これにより、見解書に対する地域住民等からの意見書の提出が求められている。なお、地域住民等からの見解書に対する意見書は提出されなかったと聞いている。また、沼田市においては、生活環境の保全上の見地から意見を求められたことから令和3年12月8日付けで見解書に対する意見書を提出した。

次に、規程第21条における協議者との調整については、県から市が提出した意見書の内容から協議者との調整は不要である旨の報告を受けている。

なお、今後の流れは、現在、規程第22条に基づく合意書が協議者から県に提出され、処理中であることから、処理が済んだ後には、規程第23条に定める生活環境保全協定を協議者と市で締結することになると考えている。

○委員長 説明・報告が終わった。調査事項1「カーボンニュートラル施策の具体的な内容及び計画並びに各所管との協議及び連携の状況」について質疑はあるか。副委員長。

○副委員長 始まったばかりなので具体的にはまだできていなくて、今、アンケート調査ということだが、資料2の市民の横の事業者と書いてある部分で、この事業者というのは、当局として何社ぐらいを想定しているのか。また事業者というのは、例えば、産廃業者だけではなく、一般の民間企業なのか、また、そうだとすればどのぐらいを想定しているのかを教えてもらいたい。また、アンケート調査なので、具体的にまだできていないのは分かっているが、例えば、今年度、当局として、どのあたりまでゼロカーボンの計画の一步として、今年度はどこまでまとめるのか、具体的な数字が出るのか、それとも、年度計画の削減率を出すのか、組織だけをやるのだから、その点を教えてもらいたい。

○環境課長 事業者の扱いについては、数は把握していないが、基本的には、市内の事業者ということで、環境部門に限定することなく、生産を伴う事業者など、あらゆる事業者を対象とさせてもらいたいと考えている、具体的な計画として何をするのかについては、今年度は、実行計画の改定を目指している。まず、アンケートの集計を行い、庁内の推進会議に報告する中で今後の方針を決めていただきながら、今年度中は、委託は行わず、職員が今ある実行計画の改定をしていきたいと考えている。

○副委員長 事業者については分かった。以前、ゼロカーボン宣言する前に質問したことがあるが、群馬県はもちろんできていて、環境省も基本理念だったか、基本方針は作成されている。今聞いていると、これから推進会議の中で、今年度、沼田市の基準、基盤を決めるということであるが、アンケートで決めることはもちろん大事だが、これはたしか残り28年だったかと思う。ゼロにするのに。2050年だから。長い計画なのだが、環境省の基準だと5年若しくは3年で達成率を作ることになっていると思う。先ほど言った、沼田市が今年度作る計画は、もちろん2050年までの年度計画、そこまでを目指すのか教えて欲しい。

○環境課長 当然、2050年が目標となる。この計画自体は、現在、目標年度を2030年、これを1つの目安としているので、今回の計画は2030年までの計画を作る予定である。最終的な目標とすれば、国が示している2050年のゼロを目指すようになると思う。その取組については、今後、数字を計画の中に明記するのも含めて検討していきたい。

○大東委員 現状、沼田市でどのくらいの二酸化炭素の排出量があるのか。また、排出元はどういうところからか。工場や車など日常生活の中で当然出ているわけであるが、どういう場所から排出していると捉えているのか。今回、こういう形で、市として、2050年までに二酸化炭素の排出量をゼロにしていくことについて、まだまだ市民は知らないと思う。そういった宣言をして市として取り組んでいくことに対する市民への啓発、また、市民との協力を含めてそうした啓発をどう検討しているのか聞きたい。

○環境課長 二酸化炭素の排出量については手元に数字を持っていない。量としては、現在、策定している実行計画では2020年度13ポイント削減という目標を掲げており、それが2019年度現在で20.1ポイント削減ということで、今の計画としては目標を達成している状況である。量の算定については市独自の集計はしていない。県の国から示された数字の中で排出量を算定している。

啓発については、宣言の普及、意味を市民に知らしめるということであるが、現在、行っているアンケートでもなかなか浸透していないという状況、回答が返ってきている中、今後、環境フォーラム等、様々な場面で、こういったものを啓発していく。また、前市長からの指示もあり、広報ぬまたにおいて、4月から毎月、環境に関することでテーマを決めてシリーズ化して掲載している。そういったところでも少しでも啓発できればと考えている。

○大東委員 二酸化炭素をゼロにするというのは、国や県と協調した取組が必要になってくる。今後、県や国との協調・連携した取組ということでどういうことを考えているのか聞かせてもらいたい。具体的に家庭でのエコや自然エネルギーの普及といった具体的なものを示しながら市民に協力を求めたり、啓発をしていく。今でも、家庭で太陽光発電を設置すると補助金を出したりなどそういう事業を沼田市でも展開しているわけであるが、そ

ういう事業の推進と合わせていく中で、二酸化炭素をゼロにしていく、市民への意識付けというか、啓発を含めて取り組んでいく必要があるのではないかと考えるが、今後、具体的な事業については、どのような形で検討をしていくのか。今あるものも含めて、また、今後、検討されていくものがあるのであれば聞かせてもらいたい。

○環境課長 今の段階では、特段、定めてはいないが、推進会議の中で諮っていく予定である。ただ、そのような中でも脱炭素を進める中で、地域課題の解決や地域住民の暮らしの質の向上、激甚化する災害に強い地域づくりなどの実現。そういったことをうたい、脱炭素を目指す意義が市民や事業者に広がっていくような取組をしていきたいと考えている。具体的には、省エネルギー、省資源型のライフスタイルの定着、再生可能エネルギーの導入・利用の促進、森林資源の利活用といったところが方向性としてはあると考えている。

○大東委員 市としても太陽光発電をやったり、現在、平川で小水力発電をやって、二酸化炭素ゼロに向けた新しい再生可能エネルギーの取組を進めているが、今後もそうした市として再生可能エネルギーの取組を積極的に進めていこうという考えがあるのか。太陽光発電を設置する際に、いくつかの省エネ関係、クリーンエネルギーの関係で設置をした場合、補助なども実施しているが、そういったものを増やしていく、充実させていくようなことも含めて、再生可能エネルギーの普及、市としての取組について、今後の検討、計画を策定していく中で、検討されているということで理解して良いか。

○環境課長 まず、環境課としては、昨年度まで環境係及びエネルギー対策室の体制をとっていた。本年度は、それを一本化して、脱炭素、環境も含めてやっていこうということで、昨年度まで環境係で環境基本計画とか、環境審議会など環境政策の関係を所管しており、一方、エネルギー対策室では、先ほど説明したような発電事業やエネルギーの補助金利用など、再生可能エネルギーに特化した部分を担ってきたが、ゼロカーボンシティの実現のために、これらを一本化して環境政策係で所管して今後進めていくこととなっている。その再エネの部分については今まで以上の取組をしていきたいと考えている。

○高柳委員 脱炭素といったときに、例えば、家庭や生活の場面で省エネのものを使うとかというのは、おそらくもう限界だと思う。これは、都市部も同じ。沼田市の資源を生かしてゼロカーボンにするのであれば、吸収源を増やすことを前面に打ち出さなければいけないと思っている。去年から今年、あるいは来年にかけて、大きく環境が変化するのは、森林環境譲与税だと思っている。森林環境税をどう生かしていくのかは、大きなネックだと思っている。経済部と連携しないと。環境課だけで考えるとケチケチ運動になる。暑くて死にそうになっても温度を上げないようにしてください。ゼロカーボンなのだから。ゼロカーボンを実現したければ人間が苦しくなるというのではしゃれにならない。吸収源を持っている所としてどうなんだというところが大本にならないといけないと思っている。そういう意味では、森林環境税が本格実施されるということが一つのポイントになるのではないかと思う。現在のところ農政では、地主を確定する、土地を確定する作業。まだそれ以上には移っていないようだが、この間、テレビで観たら、九州のある森林の大地主が森林組合に間伐を頼んだら、ゴルフ場のように伐採されてしまったというようなことがあった。それが、結局、流木になって下流に落ちてきたらどうするのだというようなことも逆に言うとき起きている。大きな影響力を持つから正しいことをしないと、大きな被害をもたらすということになる。その点については、力点を入れて、作ってもらえたらと思う。

そのあたりの考え方を聞かせてもらいたい。

○環境課長 当然、このゼロカーボンについては、市全体の取組であり、環境課だけでは、ということももっともなことだと考える。昨年度、宣言した後、3月に庁内の部長が集まり、市長、副市長がいるところで、この組織体制を承認してもらった。やはり、環境課が動いても、なかなか難しいところがある。森林環境譲与税は本市にとって、大きな財源であることから、こういったものを活用するには、庁内、全体的な取組が必要になる。今後、重点的に協議していければと考えている。

○野村委員 市でも財源が必要になってくる事業だと思う。アンケート調査の中に、例えば、公共交通の電動化、一般質問でも出た電動カートの補助金の問題、電動自転車の補助金の問題、それから東京都では住宅の屋根には100%、太陽光パネルを付けるということもやっている。この事業をやっていくには相当な財源が必要になってくる。そのときに、例えば、ふるさと納税はゼロカーボンの事業に充当できるのか。できないのか。そういう研究も必要だと思う。考えがあれば聞かせてもらいたい。

○環境課長 参考になった。説明したとおり、これはスタートしたばかりでいろいろな取組、メニューを各課で持っていると思う。それを最大限、活用できる仕組みを作って、当然、各省庁の補助金等もあろうかと思う。そういった良さと脱炭素とを絡めて、沼田市でどこまでできるのか、どのようなことができるのか、そういったところを協議していければ。そういった場を作っていければと考えている。あらゆる可能性を探っていきたいと考えている。

○委員長 ほかに。（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、調査事項2「三峰山盛土問題の経過」について、質疑はあるか。副委員長。

○副委員長 金子議員も一般質問している。重複するところは聞かないが、あと数日で丸1年となる。資料3の令和4年4月19日の土壌検査に伴う土砂の採取のところを聞くが、県から事業者に採取、検査をなささいよという段階だということは分かった。この結果が出る時期、4月19日から丸2か月が経っている。それがまだ出ていないだろうかと推測しているが、これ、いい加減、県の方でいつまでにといい方で実際やっているのかどうか。もう一つ、事業者に任せているということであるが、事業者に任せているうちはたぶんやらないと思う。その辺をはっきり教えてもらいたい。期日を切っているのか、切っていないのか。県は、分析をする機関が分かっているはず。そこに本当に提出したのだから。業者が。そのくらいのことは分かるはずなので、そこをまずは聞きたい。そうでないといつまで経っても進まない。そうだとすると、今度、もう一点、是非、お願いしたいのだが、私が聞いている範疇だと、県内業者が搬入したのではないと推測しているのだが、他県のどこの残土なのか。そこはどこなんだ。なぜ、それを公表しないのか。逆に言えば、他県の土壌汚染された可能性がある土を群馬県沼田市に持ってきているのだから当然、他県にも責任がある。要するにそこでしっかり管理できていなかったのだから。そこは、群馬県は追跡をしているのか、もし分かっているのであれば教えてもらいたい。もし分からないのであれば、そこをしっかりと調べてもらい、公表してもらいたい。群馬県沼田市だけの話ではない。そこをしっかりとしてもらいたい。これ、進んでいくと県土砂条例の適用ということになってくる。汚染されたものなのかということと、土砂条例と違うニュアンスだと思うが、私が一番心配しているのは、検査の結果が出ている、出ていない、どうであれ、

万が一、土砂災害、例えば、これから異常気象で、梅雨に入って、どんな大雨が降るか分からない。万が一、土砂災害になった場合に、どこが、誰が責任を取るのか。そこを明確に教えてもらいたい。

○環境課長 検査の結果については、今回の一般質問の市長の答弁では、期間について明確に答えていなかったと思うが、事業者の裁量にも及ぶのでということで、そのときは、先週の時点ではまだ検査の結果は出ていなかった。今朝、私から委員会に臨む前に県に電話したところ、明日6月16日に、県が事業者に出向いて結果報告を受けることになったとのことである。明日には、その足で市にも寄っていただけという連絡を受けた。16日には何らかの報告が受けられると確認している。ただ、一般質問で、詳細な説明はなかったが、現地の検査、土壌採取自体が、29ブロックに分けて行われたとのことである。概ね100平方メートルにつき1か所のブロックである。29検体を採取し、その29のうちの5検体の検査を行ったとのことである。これについては、県の情報によると検査自体の費用が個人負担になるので、検査費用の観点から本人の申出で、とりあえず5検体を優先して検査したとの情報をもらっている。繰り返しになるが、5検体の検査の結果は、明日、16日に県が事業者に出向いて報告を受けて、その結果を確認するということである。搬入された土砂の状況であるが、県の廃棄物リサイクル課が現地確認したところであるので、市として情報を公表できるかは明確ではない。土砂災害については、基本的には私どももないようにパトロールをしているが、搬入された土砂ということであれば、搬入した人にその部分はいくものと今は確認している。

○副委員長 最初の件は明日分かることなのでそれで結構である。残りの24検体、これが個人負担で経費がかかるからするんだかしないのだから分かりませんということだと思うが、5検体で大丈夫だよと、それは明日にならないと分からないが。そもそも県が事業者に依頼をかけたということは疑いがあるからさせたということであるから5検体がもし疑いがなかったということでも、24の検体については、当然、事業者の負担でやらせるのが当たり前だと思う。当然、その部分は、明日、県の担当者が来たところで伝えてもらいたい。5検体の中で汚染された結果が出るのであれば、これはその必要はないが、そこはしっかり言ってもらいたい。2つ目の市が分からないというのはそれはもう当然のことだと思う。市で他県の調査をしろなどとは思っていない。私が言いたいのは、県、そして国。当然、分かっているはず。群馬県の方は。例えば、それが埼玉から持ってきたのか、茨城から持ってきたのか分からないが。その議論をちゃんとやらないと。結局、今回の問題だけで、いつどこに捨てられるか分からない。その縛りを明日来たときには、はっきりしてもらいたい。それを知るべきである。それで、埼玉だ、東京だ、それはどこかわからない。そうだとしたら、そのやり方を改めさせないと群馬県沼田市みたいな山林ばかりのところには間違いなく今後来る。そこはしっかり聞いてもらいたい。ぜひ。それと、確かに土砂災害になったときに、捨てた事業者が悪いというのはそれは当然のことだと思う。ただ、去年だったか、今頃の静岡の土砂災害。あれがあったときでは遅い。責任がどうこう以前に、早くこれを撤去させるというぐらいのことをやらないととんでもないことになる。それは是非お願いしたい。別に個人業者が破綻してしまうとかはどうでも良くて、とにかく、県と市でその辺は、撤去するという方向、3,000平方メートル。事業面積のところに書いてあるが、間違いなく面積上違法だと分かっているのだから、だとしたらそれが崩れないよ

うな処置は今から進めないとおそらく間に合わないと思う。その辺は是非、明日、県が来たときに言ってもらいたいし、その費用負担も事業者がやらなければならない。それはもう当然分かっているが、そのようなことを言ってもいつまでもやらないのでは困る。その辺の検討も是非お願いする。

○環境課長 明日、打合せをさせていただく。私としてもまずは現地が適切な対応がとれるように速やかに処理を行うということで。そこについては、土砂条例自体が県の条例になるのか、市の条例になるのか、これはもう面積の問題だけで、条例の適用になることは間違いない案件だと思うので、県と連携をさらに深めて、早急な対応が図れるよう明日もお願いしていきたいと考えている。

○高柳委員 繰り返しになるが、資料3の左上からいって、疑いがなかった場合には、副委員長の発言のとおり、市の土砂条例の適用ということになって。土砂を搬入したときは合法だった。実際に2つの山が一つになってしまったという状態になって、今は違法状態になっているという認識で私はいる。前々から言っているが、違法性の疑いがある土砂かどうかではなく、流れてくる可能性の高い土砂ということについて、市はどうに考えるかという発想を持った方が良いと思っている。言い方は悪いが、今度、みなかみが補助金を使って、潰れそうな旅館を撤去するという形になった。栃木でもずいぶん揉めている。所有者が倒産してなくなったから、誰も手が付けられませんかと言ったが、最終的には、みなかみのように国がお金を出すというようなこともあるし、あそこは近寄らなければ被害が生まれない。今回の場合は、近寄らなくても被害が及ぶ。可能性とすると。そういったこと以上にスピードを早めてもらわなければならない。おそらく市の責任にもなると思う。許可してしまっているのだから。実際、下手をすれば生命に危険を及ぼしてしまっているわけで実害が及んだら市が訴えられると思う。そういったことまで思いを馳せてもらいたい。危険性の問題、内容が危ないものだからということではなくて、そのもの自体が危険だということ。位置エネルギーをもって、家が潰れる可能性があるということ。そこに対しての研究は市独自でちゃんとして、後でもいいから、これはしっかり責任が所有者にも負ってもらえるような方向というのをやっぱり追及してもらいたい。このままいくと市だけ。責任を問われるのは。そのように思っているのだから、早急に着手をしてもらいたいと、県とも相談して思っているが、それについて考えがあればお願いしたい。

○環境課長 土砂の搬入という中の話であって、環境課の土砂という扱いを進めたところ、こういった状態が結果的に生まれたということは、今後の検討として研究していかなければならない案件だと思っている。今回についても、農林課、都市計画課、地域安全課とも話をし、連携しているので、今後、こうした案件が生じた際には、委員が言うように、市としてどう対応していけばいいのかというところのコンセンサスが得られるような仕組みを作っていきたいと考えている。また、法整備についても今年の4月に法律が施行されて盛り土の問題が正式に、国交省の方でも宅地造成特定盛土等規制法が改められることになったので、その辺で単純に土砂ということだけでなく、地域の安全を含めた対策も検討されていると思うので、市としても注視していきたいと考えている。

○委員長 ほかに。（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、調査事項3「佐山町の民間最終処分場建設の経過」について質疑はあるか。

○副委員長 流れは分かった。数年前にウィズウェイストジャパンの方で全員協議会で説

明を受けたときの資料を今日、手元にないが、私の記憶だと令和5年、開場だったと記憶している。資料4の令和4年6月14日現在の進捗で、いよいよ下の段階に入的过程中、課長の計画では、この下の計画があとどのくらいかかるのか。要するにウィズウェイストジャパンの計画に合っているのか、合っていないのか。時期的なものが。それを教えて欲しい。

○環境課長 全体のスケジュール感ということであるが、今現在、所管している廃棄物リサイクルの関係で、廃掃法に基づく手続きを確認している。それと同時に県で行われている大規模開発の協議も開始されたと聞いている。概ね令和5年という方向性は大きくずれていないと感じている。

○高柳委員 基本的な認識だけ確認したい。日にちを追って、いくらか時間をおいたものもあるが、最終的には利害関係者からは、まだ足りないという形、反論はなくて、最終的に調整がついた状態で、あとは合意書を提出すればいいという状態だけなんだと理解して良いか。

○環境課長 合意書の提出ということで、22条に基づき、県に提出されたと聞いている。内容についての確認を今、県が行っているということなので、それが整い次第、合意書が受理されるという状況であると認識している。

○高柳委員 分かった。結構である。

○大東委員 こういった施設ができるときに、一般的には、地元といろいろな協定を結ぶようなどころも多々あるように聞いているが、今回、業者と地元で協定を結んでいくような話は出ているのか。

○環境課長 まず、市としては、事業者と市で生活環境に関する協定を結ぶ予定である。地元の区としてということになると、協議はされているということは聞いていて、地元の対策委員会もできているということは承知している。そこで正式に協定が結ばれるかということについては、申し訳ないが確認できていない。

○大東委員 この施設ができるにあたって、地元といろいろ協議して、搬入の道路も当初の予定から変わったりして、そういった地元との協議の中でいろいろ変わってきた部分があるように聞いているが、結果として、そういうことをもとにして、これまでずっと話をしてきたわけなので、地元と。地元にとって、また、今後、将来に渡って問題がないような協定書を地元、佐山と業者が結んでいくということで進んでいるということに理解して良いか。確認したい。

○環境課長 協定については、私が、地元なり、事業者を確認させてもらう。ただ、経過としては、地元の説明をして、地元の意見を聞いた内容が今の計画に反映されているというのは確認させてもらっていて、年に1回程度、地元の区長とも意見交換をしたり、地元の有志で作った会の会長とも話しをして、地元でこういうことを要望しているとか、そういった話は、事業者とはしてもらっているという話は聞いている。協定書としてまとめたものがあるかどうかは申し訳ないが確認したいと思う。

○野村委員 こういう施設だから、基本的に迷惑施設になるわけであるが、これが無いと困る。世の中に。当然、地元の協力を得て作るわけなので、例えば、地元の公民館が老朽化しているからそれを新しくしてもらえないとか、直してもらえないとかいろいろな地元からの要望が出ると思う。そういうものに対して、事業者は真摯に対応してくれると思う。沼田市に対する事業者のそういった協力的なお願い。沼田市からお願いは今後する

予定があるのか聞きたい。

○環境課長 市としては、基本的には、民間事業者の開発であるので中立な立場で地元の意見を聞いたり、事業者の進捗状況を確認しているところである。特段、今現在、それを市が求めているかということそこまでは考えていない。ただ、施設ができた暁には、地域の人がどういった活用とか、そういった面で、市が絡めるものがあればその時点で検討したいと考えている。

○野村委員 結構である。

○委員長 ほかに。「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、以上で環境課を終了する。

それでは、次第(6)今後の日程について、ア 次回の委員会について、事務局に説明させる。

(事務局書記 説明)

(6) 今後の日程について

ア 次回の委員会について

期日 7月12日(火) 午後1時30分

場所 第2委員会室

○委員長 説明が終わった。次回の委員会については、事務局からの提案どおりに実施したいと考えているが、よろしいか。「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、そのような予定としたい。

以上で、市民部各課の所管事項報告・調査事項説明を終わる。

(市民部 退室)

○委員長 休憩する。

(休憩 午前11時から午前11時16分まで)

○委員長 休憩前に引き続き会議を再開する。

それでは、次第(2)市民部所管事項に関する調査事項検討及び意見交換に入る。発言のある委員はあるか。高柳委員。

○高柳委員 さっき、言えば良かったが、国保税などの滞納について、私は、減額をしたり、数々の施策をしているけれども、それすらも払えない人が多くなってきていると思っている。この前の資料について、では、課としてどう考えているのか。どう対応しようとしているのか聞きたい。取りに行く人も取られに来る人も可哀想なので。そうすればどうあるべきかも分かってくると思う。滞納繰越分が多くなっている傾向について、どう考えているのか。どう分析をして、どう対応しようとしているのかを聞きたいと思う。さらっと言っていたが、本当ならそれをどうするのかと聞きたいぐらい。たぶん、年金は貰えなくなるんでしょ。税金は時効があるんでしょ。

○委員長 国保税の滞納と各課の対応と意見が出たが皆さんはいかがか。

○高柳委員 辛いことだが見ておかなければいけないことだと思う。

○大東委員 状況も知りたいと思う。

○副委員長 できたら、口頭で言われてもわけ分からなくなってしまう。この間もそう。せめて3年間。高柳委員が心配しているのは、高齢になることプラス、今のコロナの影響など少なくとも5年前からの数値を資料として見たい。

- 大東委員 5年くらい前に遡って、資料を出してもらおうのでどうか。
- 高柳委員 そうすれば傾向は分かると思う。この1、2年であれば、間違いなくコロナの影響。コロナだったら違う救済措置の方法もあるのではないかということにもなる。
- 大東委員 市民協働の関係で、この前、発表会をやったみたいで、一応、コロナでなかなか活動ができてこなかったみたいだが、そういう発表会もやったので、一応、どういうところまで来ているのか、どういう活動をしているのか。結構、課題の洗い出しをやっていて、例えば、利南ではこんなことが出ている、池田ではこんなことが出ていると、そんな報告。地区別に協議内容だとか、洗い出されてきた課題がどういうものが出てきたのかを次の委員会、常任委員会で報告してもらいたい。
- 副委員長 この間のシンポジウムの内容は良かった。櫻井教授は場を盛り上げるのが上手だ。口を利かないような人もいろんなことを話し合う。
- 大東委員 参加できなかったのも、どういう内容のことをやっているのかを含めて聞きたい。
- 副委員長 一つ気になったのだが、全体のシンポジウムにはもちろん出て、その1週間後に、薄根だけの薄根サミットがあって、これ3回やっている。70、80人来ている。最後に、櫻井教授が何を言うのかと思ったら、おそらくこれが最後ですねという言い方をする。何でかと思ったら、市長は地域協議会、真逆のことをやっているのだから、おそらくこれが最後だと思う。とても寂しくなった。市長は全体のシンポジウムのときは来ていた。すごくいい話をしてくれた。ところが薄根だけのサミットになったら、櫻井教授が真逆の方向なので。そこがすごく心配になった。櫻井さんの方は続けてもらいたい。
- 大東委員 ずいぶん評判が良いみたいだ。
- 高柳委員 もう20年来の付き合いになる。どんどん上手になっている。
- 大東委員 全国に引く手あまた。発想の転換ができたというか。機会があれば。
- 委員長 まとめると、市民協働課の地域づくりシンポジウム・コミセン1周年記念事業の結果。今現在、櫻井教授が講師をしている4地区の状況など。櫻井教授が今後、どのくらいの予定で、いつくらいまでやってくれるのか。それらを調査することでよろしいか。
- 委員長 ほかに調査案件はあるか。（「なし」と呼ぶ者あり）
- ないようなので、以上で市民部所管に関する調査事項の検討及び意見交換を終了する。休憩する。

（休憩 午前11時28分から午前11時33分まで）

- 委員長 休憩前に引き続き会議を再開する。

（健康福祉部 入室）

（3）健康福祉部各課の所管事項報告・調査事項説明

- 委員長 それでは、次第（3）健康福祉部各課の所管事項報告・調査事項説明に入る。

まず、社会福祉課の所管に係る事項について説明願う。

（安原社会福祉課長 説明）

ア 社会福祉課

・報告事項

- 1 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金について
- 2 沼田市社会福祉協議会事務所移転について

○社会福祉課長 報告前に藤井委員においては、初めてとなるので自己紹介をさせてもらいたい。社会福祉課長の安原です。よろしくお願いいたします。

それでは説明に入る。

まず、報告事項1「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金について」報告する。

早速だが、配布した資料「住民税均等割非課税世帯等の皆さまへ」の裏面をご覧ください。右下の問い合わせの欄の市役所のところ、受付時間が午後6時までとなっているが、午後5時の誤りなので訂正をお願いしたい。

今回の措置については、コロナ禍における「原油価格、物価高騰等総合緊急対策」において、真に生活に困っている人たちへの支援措置の強化として、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金について、家計急変により受給資格があるにも関わらず、申請がないことにより受給できていない世帯に対して、令和4年度の課税情報を活用したプッシュ型給付を行う形での運用改善を図るとされたことから、令和4年度の非課税世帯に対して確認書を送付し、給付金を支給するものである。給付金額については昨年度と同様なので10万円ということになる。対象者は、新たに令和4年度分の住民税均等割が非課税となった世帯で、世帯の全ての人々が令和3年12月10日以前から現住所に住んでいる世帯に対して、7月上旬に確認書を送付する予定である。また、令和4年1月以降に収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当の収入となった世帯、これが家計急変世帯となるが、その世帯は、給付金を受け取るのに申請が必要になる。申請書に関しては、広報ぬまた、市ホームページで周知する。申請の受付期間は、7月11日月曜日から9月30日金曜日までとなっている。申請書は、市のホームページからダウンロードできるほか、社会福祉課窓口、各支所、地区のコミュニティセンター等で配布していきたいと思っている。

報告事項2「沼田市社会福祉協議会事務所移転について」であるが、手元の資料に「沼田市社会福祉協議会事務所移転のお知らせ」がある。社会福祉協議会から連絡があり、7月1日から保健福祉センターで事務を行うということである。6月25日、26日の土日で引越作業を行うようであり、27日からテラスの事務所には誰もいないというような状況になるということで、今、社会福祉課の窓口等でこの移転の案内などを行っているところである。

○委員長 報告が終わった。報告事項1「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金について」質疑はあるか。大東委員。

○大東委員 今度の10万円の支給に対しては、令和3年度、前年度にももらった人はもらえないということなので、かなり人数は、世帯数は減るのではないかと思う。どのくらいの世帯の給付を予定しているのか。収入が減少して、住民税非課税世帯となって、申請する人が何人かいたと記憶している。どのくらいの人数を見込んでいるのか。

○社会福祉課長 令和4年度非課税世帯の対象世帯数は、細かい条件等はあるが、令和3年度に非課税ではない世帯で、令和4年度新たに非課税という世帯で抽出した。691件を予定としている。家計急変で申請する世帯ということであるが、こちらは、なかなか数字が把握できない。前年度、家計急変で申請して、決定された件数は12件である。それよりは少し少ない見込みである。

○委員長 次に、報告事項2「沼田市社会福祉協議会事務所移転について」質疑はあるか。

○大東委員 27日以降はテラスにはいなくて、保健福祉センターに移転するということなので、通常の仕事としては、6月27日から保健福祉センターに行ってもらえれば、通常の

受付や相談ができるという理解で良いか確認したい。

○社会福祉課長 その通りである。保健福祉センターに行ってもらえれば職員がいるので、そちらで事務ができる。

○委員長 ほかに。「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、以上で社会福祉課を終了する。

次に、健康課の所管に係る事項について説明願う。

(武井健康課長 説明)

イ 健康課

・調査事項説明

1 新型コロナウイルス感染症の感染状況、ワクチン接種率等の状況について

・報告事項

1 新型コロナウイルスワクチン第4回目接種について

2 県営ワクチン接種センターの終了について

3 次亜塩素酸水の配布中止について

○健康課長 それでは説明に入る。

まず、調査事項1「新型コロナウイルス感染症の感染状況、ワクチン接種率等の状況について」説明する。資料1をご覧ください。はじめに、(1)の新型コロナウイルス感染状況であるが、前月の常任委員会と同じく県ホームページ掲載の資料から直近10週間の感染者数を週単位に集計したものを用意した。表の一番下に、4月3日の週では県全体で3,632人、利根沼田管内109人だったが、直近の6月5日の週では県全体986人、利根沼田管内25人と減少している。また、過去15週の感染状況をグラフ化したものを資料に掲載している。折れ線グラフが利根沼田管内の週単位の新規感染者数を示している。日付は右側が新しいものとなる、右肩下がりで減少傾向となっている。また、棒グラフは年代別感染者数のグラフとなる。週単位で左から右へ10歳未満から70歳代以上になっており、若い世代に感染者が多い傾向だったが、直近では若い世代に偏らず新規感染者が発生している。

なお、ゴールデンウィーク後の感染拡大が懸念されたが、増加傾向にならず、杞憂に終わった。また、群馬県内での感染状況の落ち着きから、5月28日から群馬県ガイドラインの警戒レベルにおいても、警戒レベル「2」から「1」になっている。

次に、資料1の裏面の(2)(ア)ワクチン接種率は、3回目接種済みにおいて、全年齢において沼田市69.6%、県全体63.2%と本市の接種率は上回っている。(イ)年代別ワクチン接種率についても、県の接種率を上回っている状況になっている。

次に、報告事項1「新型コロナウイルスワクチン第4回目接種について」報告する。5月31日から60歳以上で3回目の接種から5か月を経過した人へ接種券の発送を行っている。本日、配布の資料「新型コロナワクチン4回目接種のお知らせ」が同封する資料となる。ワクチンの効果や副反応、救済制度や利根沼田保健所管内の個別接種協力医療機関の一覧などを案内している。接種券の発送にあたっては、間違い接種を予防するために、5か月を経過し、4回目の接種が可能となる日に合わせて発送する。また、18歳以上60歳未満の基礎疾患を有する人、その他重症化リスクが高いと医師が認める人に対しては、対象者の把握ができないことなどから、本人等からの申し出を受けて、接種券を発送する。対象者は、医療機関で定期的に受診していることが想定されるため、周知については、管内の医

療機関へ、接種券が必要な人は、ワクチンコールセンターへ連絡する内容で本日配布資料のポスター掲示をお願いしている。なお、4月19日に薬事承認された 武田社ワクチン、ノババックスについては、新たに国内で承認された4例目の新型コロナワクチンとなるが、4回目のワクチン接種での使用ワクチンに該当していない。

4回目の接種について、どのくらいの希望者がいるのか把握が困難であるが、国からは必要十分なワクチンの供給を受けている。現在、本市において、担当者が管内町村、医療機関と調整を行うことにより、ワクチンの廃棄には至っていないが、直近に供給されたワクチンが、本市で保管しているものより早い有効期限のものが割り当てられたことなどから調整が難しくなっている。4回目の接種率が上がらなければ、今後、ワクチン廃棄は避けられない可能性がある。

次に、報告事項2「県営ワクチン接種センターの終了について」報告する。ワクチン接種に時間を要する地域の補完と県全体のワクチン接種の加速化のため、令和3年6月17日に開設された「県央ワクチン接種センター」であるが、希望する県民へのワクチン接種が概ね完了すると見込まれることから、センターでの接種を6月25日土曜日をもって終了する周知があったので報告する。

次に、報告事項3「次亜塩素酸水の配布中止について」報告する。

新型コロナウイルス感染症の発生当初、市内でのアルコール消毒液の品不足による入手困難を受け、その代用品として次亜塩素酸水の配布を、令和2年4月から実施してきたが、現在、ガイドライン警戒度レベルが1になり感染状況も落ち着いていること、また、アルコール等の消毒液も小売店等での入手困難な状況が解消されていることから、6月10日をもって配布を終了させてもらった。

○委員長 説明が終わった。調査事項1「新型コロナウイルス感染症の感染状況、ワクチン接種率等の状況について」質疑はあるか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 次に、報告事項1「新型コロナウイルスワクチン第4回目接種について」質疑はあるか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 次に、報告事項2「県営ワクチン接種センターの終了について」質疑はあるか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 次に、報告事項3「次亜塩素酸水の配布中止について」質疑はあるか。（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、以上で健康課を終了する。

それでは、次第(6)今後の日程について、ア 次回の委員会について、事務局に説明させる。

(事務局書記 説明)

(6) 今後の日程について

ア 次回の委員会について

期日 7月12日(火) 午後1時30分

場所 第2委員会室

○委員長 説明が終わった。次回の委員会については、事務局からの提案どおりに実施したいと考えているが、よろしいか。（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは、そのような予定としたい。

以上で、健康福祉部各課の所管事項報告・調査事項説明を終わる。

(健康福祉部 退室)

○委員長 それでは、次第(4)健康福祉部所管事項に関する調査事項検討及び意見交換に入る。発言のある委員はあるか。高柳委員。

○高柳委員 子ども課に聞いてみたい。一般質問の続きで、多分、市としてやっていかなければならないということなので。子ども課における、まち・ひと・しごとの出生、出産を助ける項目があり、合計特殊出生率1.5というのが目標になっている。あと2年だったか。6年後なので。それに向けて具体的に何が一番有力で、新年度に向けて検討しようとしているのか。簡単に言えば、私は給食費の無償化だと思っている。子育て支援センターをつくるだとか、いろいろ書いてあるが、とにかく、負担を減らすことが、一番だと思っている。課としては、子育てという、子どもの数を増やしていくということについて、どう考えているのか。産まれてきた子供に対して、優しくすることは分かった。どうしたらお子さんを望んだ数だけ産んでもらえるのかということに対して、課としてどのような検討をしているのか聞いてみたい。まち・ひと・しごとに合わせて、関連して聞きたい。大手を振って言うようでないと新年度もやばいなと思って。

○大東委員 人口増加に向けて、そういう施策について。

○高柳委員 繰り返しになるが、子育て支援を一生懸命やっている。それはもちろん大事である。産まれてきた人たちが心地よく育つということは大事である。産みたいのを制限してしまうことをどうやって防ぐのかということ。健康課とも関連があるのかもしれないが。まずは、子ども課で検討してもらいたい。結婚はするが、子供を3人産みたいという人が一人だったり、二人だったりする原因は何かということ。意地が悪いようであるが、そこは大手を振って言わなければ市長も決断してくれないと思う。

○委員長 渋川市の施策で、子供の養育費。シングルマザー、母親の方が離婚して子供を引き取ったことに対して、父親が養育費を払わない。それを払いなさいと言っても駄目だから代行会社に頼んで、代行会社の手数料を渋川市が負担すると確か出ていると思う。

○高柳委員 明石市は、それだけでなく本当に代行してあげる。ただ1年に1回しかできないが。実際に調べてみると。渋川は弁護士料か何かを負担してあげる。市が払ってあげれば大したもの。明石市は1回だが。渋川は、業者委託の委託料をいくらか持っている。踏み出さないよりも踏み出した方がいいと思う。

○委員長 それも含めて聞くと言うことでよろしいか。子育て支援ということで。

○高柳委員 多様な世帯が子供を産んで育てられるという状態でないと窮鳥する。お金がかかる。ハンデを背負うということがあればみんな踏みとどまる。阻害要因をなくしていく努力。1個でも2個でもなくせば。

○大東委員 健康課のコロナ関連はまた報告してもらえるのか。大丈夫か。

○委員長 それは毎月という確認をしている。

○委員長 ほかに調査案件はあるか。(「なし」と呼ぶ者あり)

ないようなので、以上で健康福祉部所管に関する調査事項の検討及び意見交換を終了する。

○委員長 事務局に今回の調査事項について説明させる。

(事務局書記 説明)

○委員長 それでは「(6) 今後の日程について」、「イ 今後のスケジュールについて」事務局に説明させる。

(事務局書記 説明)

○委員長 説明が終わった。次回の委員会については、事務局からの提案どおりに実施したいと考えているが、よろしいか。「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、そのような予定としたい。

○委員長 事務局に調査事項について確認させる。

(事務局書記 説明)

○委員長 その他、委員から何かあるか。「ありません」と発言する者あり)

ないようなので、以上で本日の委員会を終了する。

(午前11時57分 終了)